

《問い合わせ先》

第十一管区海上保安部 海洋情報監理課

課長 馬場 典夫

098-867-0118 (内線 2510)



第十一管区海上保安本部

平成 25 年 6 月 28 日

管区内の地域航行警報業務を本部に集約します

第十一管区海上保安本部、那覇、石垣及び中城海上保安部が実施している、「地域航行警報」は、7月1日から第十一管区海上保安本部に集約することとなります。

「地域航行警報」は、管区海上保安本部及び海上保安部の担任水域内の港則法適用港※及びその付近海域における船舶交通安全のために緊急に必要とする情報。無線電話、インターネット・ホームページ、携帯電話サイトで提供しています。

保安部出所のものが十一管区出所に変更になりますが、航行警報のサービス内容や区域に変更はありません。

地域航行警報

インターネット・ホームページ : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuhouj.html>

携帯電話サイト : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/keitai/TUHO/keiho/>

部署名	番号	通報事項分類	表題
本部	12-0015	漂流物等関係	南西諸島 沖縄群島 瀬底島、不発弾存在
本部	12-0036	漂流物等関係	南西諸島 慶良間列島 座間味島、水中爆発物存在
本部	12-0058	航路標識関係	南西諸島 伊平屋列島、前泊港、灯標傾斜
本部	12-0112	漂流物等関係	南西諸島 沖縄島、宜名真漁港、不発弾存在
本部	13-0008	漂流物等関係	南西諸島 沖縄群島 伊江島南方、不発弾存在
石垣	12-0049	水深関係	南西諸島、石垣島、石垣港
石垣	12-0084	水深関係	南西諸島、宮古列島、浅所存在
中城	13-0010	航路標識関係	沖縄島、金武中城港 沖縄出光灯標光力低下

地域航行警報

石垣保安部地域航行警報 番号84 11月1日 1200発表

南西諸島、宮古列島
宮古島八重干瀬付近において水深約1mの浅所、2力所存在
下記位置付近

1. 24-59-19N 125-16-28E,
2. 24-58-50N 125-16-37E

7月1日以降の管内における各保安部担任水域での保安部地域航行警報は十一管区地域航行警報として発出します。

※港則法：この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。
(港則法第1条)

港則法適用港：港則法を適用する港。沖縄県は金武中城、那覇、渡久地、運天、平良、石垣
(港則法施行令別表第一 第一条関係)